

自治体におけるデータと情報の関係性

○本田正美 Honda Masami

Keywords : 公共データ、オープンデータ、情報公開、担当部署

1 目的

自治体において、オープンデータ政策が推進されている。とりわけ 2016 年には官民データ活用推進基本法が施行され、都道府県においては官民データ活用推進計画の策定が義務付けられたこともあって、データ活用促進を企図したオープンデータの取り組みが進展している。

オープンデータに代表されるデータの取り扱いに関する政策は情報政策担当部署が所管している。対して、オープンデータの推進が政策課題として認識される前から、自治体では保有する情報が公開されており、これは情報公開制度として情報公開担当部署が所管している。

本研究は、データと情報の関係性に着目する。データを外に向かって公開する場合には情報政策部署が主にその任に当たり、対して、主に文書に化体された情報を外に向かって公開する場合には情報公開担当部署がその任に当たっている。この担当部署の相違に関わり、データと情報の関係性が自治体においていかに整理されているのか事例分析を通して明らかにするのが本研究の目的である。

2 方法

本研究における調査は自治体を対象にしたインタビュー調査を基本とする。具体的には、2019 年 12 月から 2020 年 2 月にかけて、大分県、兵庫県、宮崎県、富山県、山梨県、徳島県、岡山県、福岡県、山形県、熊本県の情報公開担当部署の担当者に対してインタビュー調査を実施した。いずれも官民データ活用推進計画を策定している県であり(一部、策定中を含む)、オープンデータ政策にも着手済の県である。

インタビュー調査では、オープンデータ政策に関わり情報公開担当部署と情報政策担当部署との関係性について質問した。オープンデータ政策に関わり、それを担当している情報政策担当部署に対してではなく、情報公開担当部署に対して調査を行った点で本研究は研究上の新規性を有する。

3 結果

インタビュー調査の結果、全ての対象で、オープンデータ政策に関わり情報公開担当部署が情報政策部署と何らかのやりとりをほとんど行われていない現状が明らかとなった。情報公開担当部署としては、各原課が保存している文書について公開請求があった際にその公開の業務にあたるということの基本としており、データの取り扱いには関与していないということであった。

4 結論

以上により、自治体においては、データの取り扱い方法については情報政策担当部署が取り決めを行い、その方法に従って整理された情報(文書)を原課から受け取って情報公開担当部署が公開するという関係にあることが明らかとなった。データと情報(および化体された文書)はそれぞれ明確に区別され、その取り扱い方法を決定する担当部署の切り分けもなされていることになる。

【主要参考文献】

本田正美(2020)「都道府県官民データ活用推進計画策定と情報公開制度の関係」『情報知識学会誌』30 巻 2 号近刊